

休日臨時窓口を開設します

3月下旬から4月上旬にかけては、引越しのピーク期にあたり窓口の混雑が予想されることから、窓口混雑の解消と利便性向上を図るため、休日臨時窓口を開設いたします。住所の異動に伴う各種届出や証明書発行などを行いますので、ぜひご利用ください。

■ 開設日時

平成30年4月1日（日） 午前8時30分～午後5時15分

■ 開設部署及び取扱業務

開設部署	取扱業務
市民課	①転入・転出・転居などの住所異動受付 ②住民票、印鑑等の証明書交付（戸籍を除く。） ③印鑑登録・廃止 ④離島住民カードの申請・発行・還付手続き ⑤国民年金に関する届出・申請受付
健康保険課	①国民健康保険の資格の取得・喪失・変更届 ②被保険者証（高齢受給者証を除く。）の交付・再交付・回収
児童家庭課	①子ども医療・受給者証の発行、転入申請受付 ②子ども医療費支給・喪失受付 ③児童手当新規認定請求、消滅届受付
学務課	①小中学校転入学手続き（転入者対象） ②小中学校指定校変更手続き（転居者対象）

■ お知らせ

- ・通常の業務内容と多少異なりますので、取扱業務を十分ご確認ください。
- ・マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを利用した住所異動（転入・転出）及び広域交付住民票の発行等につきましては、休日におけるネットワークの利用制限により一部の手続きが行えませんのでご了承ください。
- ・届出や申請の際には、本人確認書類の提示が必要となりますので、運転免許証やマイナンバーカード等を忘れずに持参ください。

進学で島を離れる学生の皆様は、住所変更をお忘れなく。